

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和 2年 10月 9日 10時 00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5号 農地利用集積計画の決定について

議案第 6号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名
出席 10名
欠席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	我毛 真一	出
副会長2番	青木 一巳	欠	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	川崎 信彦	出	10番	磯永 優二	欠
5番	柏木 伸夫	出	11番	山崎 廣美	出
6番	吉永 新一	出	12番	森本 一男	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 後小路 博敏

中野 翔平

開 会 の 宣 言

事務局 只今から令和2年10月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は11番山崎廣美委員と、12番森本一男委員にお願いします。会議書記は事務局職員の後小路さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。
「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 通り番1について説明いたします。
通り番1について、譲渡人■■■■氏は中津市におりまして、耕作管理ができないという事で、譲受人■■■■氏に贈与するとの事です。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

5番委員発言 通り番2について説明致します。
通り番2について、譲渡人■■■■氏は、施設に入っております、跡取りである息子さんは遠方におり、耕作管理ができないという事で、申請地の近くにおられる、譲受人■■■■氏に贈与するものです。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

6番委員発言 通り番3について説明致します。
譲渡人■■■■氏が耕作管理できないという事で、譲請人■■■■氏に贈与するものです。

間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

3番委員発言 通り番4について説明致します。

譲渡人■■■■氏が、耕作管理ができないという事で、譲受人■■■■氏に贈与するものです。申請地につきましては、筆界未定となっておりますので、審査会において、譲渡人、譲受人、双方に筆界未定であることを承知の上での申請であることを確認いたしました。また、筆界付近はここであるというところを聞き取り、図面上で確認いたしましたので、農地法第3条第2項第1号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えております。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

8番委員発言

現況は雑種地となっておりますが、耕作はできるのですか。

3番委員発言

土地自体は耕作できる状態です。

事務局長発言

私の方から補足説明をさせていただきます。申請地については宅地、雑種地がありその一部が農地となっております。ある程度分かれているのですが、境界が確定していないため、筆界未定になっております。現地は畑の部分があるのでそこを今回譲り受けるという事でございます。

議長 ほかに何かございませんが無いようでございますので、続きまして通り番5について、説明をお願いします。

通り番5

事務局長発言 通り番5について説明致します。

譲渡人■■■■氏が、所有の農地を譲受人■■■■の方が譲り受けるというものです。■■■■氏については高齢で北九州市の方にお住まいで耕作管理ができないという事です、場所につきましては合岩小学校の北側未整備田となっております、特に問題もなく、間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番5について、事務局長の説明が終わりました。

他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号については原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

3番委員発言 通り番1について説明致します。

申請人 [REDACTED] 氏の宅地周辺の土地になります。既に住宅敷地として一体となっており、顛末書も添付されております。場所は市丸の信号を南に農協倉庫先右側です。間違いありません。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は4件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

12番委員発言 通り番1について説明致します。

通り番1ですが、譲渡人[]が所有の土地を、譲受人[]が購入し、太陽光発電設備の設置を行う為転用するものです。既に、とがりには太陽光パネルが設置されております。場所は旧十号線八屋[]の裏側です。用途区域内であり転用に関しまして問題もありません。よろしくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

6番委員発言 通り番2について説明致します。

譲受人[]が、建売住宅11区画を建設するとの事で、譲渡人[]氏と売買するものです。場所は市役所通りを三毛門方面に行き、市丸の交差点を過ぎ、三毛門小学校への三叉路手前を北に入ったところです。間違いありませんので、宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

6番委員発言 通り番3について説明致します。

譲受人[]氏は譲渡人[]氏のお孫さんです。個人住宅を建設するという事で、贈与となります。[]氏は、現在は[]に住んでおりますが、こちらに帰ってくるという事です。場所は三毛門駅付近となります。間違いありませんので、宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

7番委員発言 通り番4について説明致します。

譲渡人 [] 氏が譲受人 [] に耕作管理ができないため
売買するとの事で、そこに建売住宅4棟を建設するとの事です。申
請地の面積は狭いのですが、隣の土地を合わせての計画となってお
ります。場所は千束中学校から梶屋の方に向かって300m程いった
ところですが、間違いありませんので、宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありません
か。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第3
号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号について、原案通り
可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移
転の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただ
きたいと思っております。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農
業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原
案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案とお
り可決することにいたします。

議長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてですが、地元の
関係委員は内容をよく確認していただきたいと思っております。いかが
でしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案5号の農用
地利用集積計画の決定について原案通り承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号については原案通り
可決することにいたします。

議長 議案第6号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定につい
て、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思っておりますが
いかがでしょうか。

議長 他に何かございませんか。無いようでございますので議案第6号
農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、原案通り可
決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、意見決定については、除外相当
として豊前市に回答いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしました
ので、これをもって10月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
10時25分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここ
に署名する。

令和 2 年 10 月 14 日

議長

松本 寛己



11番委員

山崎 廣美



12番委員

森本 一男

